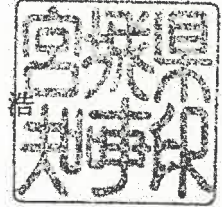


環 対 第 1 4 9 号
令和元年7月12日

合同会社G-B i o石巻須江代表社員 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



G-B i o石巻須江発電事業 環境影響評価方法書に対する意見
について（通知）

平成30年12月25日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価
条例（平成10年宮城県条例第9号）第10条第1項の規定による環境保全の見地か
らの意見については、別紙のとおりです。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 渡邊
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

G - B i o 石巻須江発電事業 環境影響評価方法書に対する意見

対象事業実施区域周辺は、石巻市内でも人口が増加している地域であり、付近には小学校、保育所及び多数の住居等が存在しているため、本事業の実施による生活環境への重大な影響が懸念される。特に、発電所稼働に伴う生活環境への直接的な影響だけでなく、交通環境負荷の増加及び燃料等の運搬経路周辺の生活環境や動植物への影響も懸念される。

このため、貴社においては、方法書の記載事項はもとより、以下に述べる事項に十分留意した上で、適切に環境影響評価を実施するとともに、環境影響評価手続の過程で事業計画に変更が生じた場合についても、その経緯及び結果を踏まえ環境影響評価準備書を作成すること。

1 全般的事項

(1) 対象事業実施区域の選定について

対象事業実施区域を設定した経緯について、複数の候補地を客観的事実に基づき比較した結果を含めて、明確に準備書に記載すること。

(2) 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すなど適切に対応するとともに、環境影響評価の予測については、可能な限り定量的な手法を用いること。

(3) 累積的な影響

対象事業実施区域周辺では、事業用車両の増加が予想されるため、本事業との累積的な環境影響が懸念される周辺の事業について、今後、情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、事業の位置、規模、配置、構造及び燃料の運搬経路等を検討すること。

(4) 事業計画の見直し

環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、上記のほか、【2 個別的事項】を踏まえ、事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減するための具体的な対策を検討すること。また、予測及び評価の結果、重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、対象事業実施区域の見直しを行うこと。

(5) 地域の生活環境への配慮

対象事業実施区域周辺の住民、周辺自治体である石巻市、東松島市及びその他関係者に対しては、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）に規定する住民説明会等に限らず、環境影響に関する情報をより積極的に提供し、事業内容に対する十分な理解を得たことを確認した上で事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 大気質（窒素酸化物等）による影響

イ 窒素酸化物（以下「NO_x」という。）排出濃度が著しく高く、排出量も多いことから、周辺地域の環境悪化が懸念される。

そのため、ディーゼル機関以外の発電方式を検討すること。また、複数の発電方式をより詳細に検討し、その検討経緯を準備書に記載すること。

ロ NO_xの排出量を低減させるため、採用し得る最高水準の脱硝装置を導入するなど、効果的な環境保全措置を検討し、その上で、予測及び評価を行うこと。

ハ 排出ガス中の浮遊粒子状物質（以下「SPM」という。）については、燃焼状態を最適化する制御対策装置の導入による適切な運転制御の徹底、集じん装置の設置等、SPM対策として実行可能な環境保全措置を検討し、その上で予測及び評価を行うこと。

ニ 排出ガス対策として、ガスに含まれるNO_x及びSPM等について、周辺地域の環境指標に影響を及ぼさないよう発生源での排出量の低減を優先して環境保全措置を検討すること。

その上で、排出濃度の低減を検討する場合は、対象事業実施区域が窪地であることを踏まえ、周辺地域と排気筒との相対的な高低差を考慮した上で、集合煙突の採用、送風機の導入による拡散等効果的な環境保全措置を検討し、その上で予測及び評価を行うこと。

ホ 事業の実施による微小粒子状物質（PM_{2.5}）の発生量について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 騒音・低周波音による影響

イ 建設機械の稼働による騒音については、5%時間率騒音レベルだけでなく、等価騒音レベルも算出し、予測及び評価すること。

ロ 建設機械の稼働による騒音及び工事用車両の走行による騒音については、現地の状況により、累積的な影響がある場合には、その予測及び評価を行うこと。

ハ 対象事業実施区域には住居が近接しているため、適切な騒音対策等を検討すること。また、住民説明会においては、施設供用時の騒音、振動が体感できるような手法を検討すること。

(3) 悪臭による影響

施設の稼働に伴い想定される悪臭については、燃料となる植物油の保管や運搬による拡散の影響も含めて、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 水質に対する影響

施設からの排水については、排水中の油分を可能な限り除去するとともに、雨水についても無処理で場外に排出することのないよう沈砂池を設置するなど、適切な排水対策を検討すること。

(5) 地盤の安定性に対する影響

対象事業実施区域に土砂災害危険箇所、急傾斜地が存在することから、土砂災害を誘発する可能性について調査、予測及び評価を行い、十分な防止策が講じられない場合には対象事業実施区域の見直しを行うこと。

(6) 動物に対する影響

調整池からの排水等による水質の変化が、水生生物に及ぼす影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

(7) 植物に対する影響

調整池からの排水等による水質の変化によって、希少な植物の生息環境が影響を受ける可能性があるため、水質が変化する可能性がある範囲を考慮し、調査範囲を広く設定すること。

(8) 生態系に対する影響

生態系の調査に当たっては、対象地域を特徴付ける生態系を適切に把握し、上位性、典型性、特殊性の観点から調査対象となる種の絞り込みを行うこと。

(9) 景観に対する影響

イ フォトモンタージュの作成に当たっては、発電所の付帯施設(鉄塔、送電線など)のほか、排気筒からの蒸気も加えて行うこと。

ロ 景観の調査地点の選定に当たっては、小学校や保育所などの立地状況や地形的状況を考慮し、景観への影響が大きいと考えられる地点を中心に、調査地点を選定すること。

(10) 温室効果ガスの削減に向けた検討

イ 温室効果ガスの排出量について、燃料を輸入する際の船舶等の運行なども含め、ライフサイクルの考え方を基本に予測及び評価を行うこと。また、温室効果ガス削減効果の把握に当たっては、発電用燃料の製造・精製過程の収支や二酸化炭素ペイバックタイム等も準備書に記載すること。

ロ 燃料の国内輸送については、環境負荷低減の観点から、二酸化炭素の発生量が少ない鉄道輸送等の利用について検討すること。

ハ 燃料の元となる植物については、環境負荷低減の観点から、種子から一貫して国内で生産したものの使用も検討すること。